○国土交通省告示第千百八十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中の沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を平成二十四年国土交通省告示第千四百五十九号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱四号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県三条市牛野尾

字千葉　六四二番二　一号

一〇四番　二号

一五四番一　三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

目隠沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を平成二十四年国土交通省告示第千四百五十九号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱四号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県三条市牛野尾

字熊戸　五八六番一〇　一号

二八四番四　二号

二八四番三　五号

二八六番六　六号

二八六番八　七号

字上ノ平　二七六番五　三号

字千葉　一九二番二　四号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

守門川右支渓

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県三条市遅場

字黄蓮沢　一一六六番一　一号

一一七〇番二　二号

一一六八番一　三号

字トドメキ　一一六〇番三　四号から六号まで

字鴉ケ沢　一一五一番　七号から九号まで

字ソデ山　一〇〇六番二　十号

一〇〇二番二　十一号

一〇〇一番二　十二号及び十三号

字小丸山　九九九番　十四号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滝之口沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県長岡市滝之口

字笹峰　五七四番一　一号及び二号

字細田　五七九番　三号

字細田沢　五九〇番一及び五九〇番二　四号

六一四番　五号

六〇三番　六号

六〇五番一　七号

六二一番一　八号及び九号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

前川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県長岡市軽井沢

字前田　一〇八四番　一号

一〇九八番　二号

一一〇〇番一　三号

一〇九九番一　四号及び五号

字熊ノ平　九九三番三　六号及び七号

字鴨田　九九六番子　八号

一〇〇八番一　九号

一〇〇〇番一　十号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

乙吉川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十七年建設省告示第二千九百五十五号で指定した宮路川及び昭和四十年建設省告示第二千九百十四号で指定した乙吉川に掲げる土地の区域を除く。）

新潟県長岡市宮路町

字出清水　一五八〇番一　一号

一五八六番　二号

一六〇四番　三号

字枝沢　一八〇四番　四号

一八〇六番　五号

一八三七番　六号

新潟県長岡市乙吉町

字堂ケ峯　三四五三番一　七号

三四四八番一　八号

三四二五番一　九号及び十号

三四一八番　十一号

七　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

乙吉川左支渓

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県長岡市乙吉町

字阿ツラ谷　三二四八番　一号

三二一四番一　二号

三一六七番　三号

三一五一番一　四号

三一四四番　五号

三〇四五番　六号

三〇二七番　七号から九号まで

八　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

庄平川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市名立区名立小泊

字小平　六三九番二　一号

六五一番　二号

六五二番　三号及び四号

五八三番二　十号

字ナメトコ　七四四番一　五号

七三九番四　六号

七六三番　七号

七六〇番　八号

七五七番　九号

九　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北の沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県妙高市大字川上

字平林　一五三四番三　一号及び四号

一五三四番三地先道路敷　二号及び三号

一五三四番二　五号

一五三四番二地先水路敷　六号

新潟県妙高市大字巻淵

字北松山　七六番一　七号から十二号まで

十　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東菅沼川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県妙高市大字東菅沼

字屋敷添　二四四番一　一号

一九三番二　二号

一七四番一　三号

一七三番一　四号

一七三番一地先河川敷　五号

一六二番一　六号

一八二番一　七号及び八号

一八一番一　九号

一九三番一　十号

一九五番一　十一号

十一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

十二社川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

新潟県糸魚川市大字間脇

字崩レ　二四一七番

二四二四番及び二四二五番

新潟県糸魚川市大字中浜

字金子平　一七〇二番から一七〇五番まで

字墓ノ上　一七一一番

一七三四番から一七三七番まで

字崩ノ内　一七三八番

字十二平　一七三九番及び一七四〇番

字崩平　一八二八番二